土地改良法等の一部を改正する法律

(土地改良法の一部改正)

第 条 土地 改良法 昭昭 和二十四年法律第百九十五号) の 一 部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、

同項第五号中「災害復旧」

の 下 に

「(津波又は高潮によ

る海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。)」 を加える。

第二条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中 「農用地又は」 を 「農用地若しくは」に改め、 「含む。)」の下に「又は土地改

良施設の突発事 故 放害 (突発的 な事 故による被害をいう。 以下同じ。) の復旧」 を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、 第八十八条第六項及び第十八項

に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四 十八条第三項中 「有している」 の 下 に 「本来の」 を加え、 「とすることその他」を「とし、かつ、

に、 「すべて」を「全て」に改め、 同条第五項中 「有している」の下に「本来の」を加え、 「とするこ

とその他」を「とし、かつ、」に改める。

第四 十九条第一項中 「災害」 の 下 に 「又は突発事故被害」 を加える。

第五十二条第五項中

第六十四条中「払戻」を「払戻し」に、 「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め

「すべて」を「全て」に、「きいた」を「聴いた」

に改める。

る。

第八十五条第一項中 「十五人以上の」及び 「又は農地中間管理機構」 を削り、 同条第二項中 「又は農地

中 間 管理 機 構 を削り り、 及び」を「) 並びに」 に改め、 同条第三項、 第六項及び第七項中 「又は 農地

中間管理機構」を削る。

第八十五条の三第二項及び第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を

「とし、かつ、」に改める。

第八十七条の二の見出 L を削 り、 同条の 前に見出しとして「(申請によらない 土地改良事業) を付し

同条第四項中 「有している」 の 下 に 「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」 に改

第八十八条を削

第八十七 が 三 第 項中 「及び 前 条第 項 を $\overline{}$ 第八十七 条 の 二 第 項」 に 改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 事 業 0) 下に

及び 第八十七 条の三第 項又は第 八十七 条の 兀 第 項 \mathcal{O} 規定により行う土 地 ²改良事 業 を 加 え、 同 条 第

六項中 「前条第八項」 を 「第八十七条の二第八項」に、 「第八十七条の三第一項第一号」を 「第八十 ·八 条

を 第 八十八 条第 兀 「第八十七条の三第一項」」 項 に改め、 同 条第七項中 「すべて」を「全て」に改 「第八十八条第一 項」」 め、 同 6条第十 ·項 中 前 条第八

を

に、

「第八十七

条の三

一第四

項

第一

項第一号」に、

項及び」 を 「第 八十 七 条 の二第 八項 及び」 に、 前 条第八 項 中 を 同 条第 八項 宁 に、 第 八 + Ł 条 \mathcal{O}

三第七 り項」を 第八 十八条第七項」 に改め、 同 条第十二項中 「すべて」を「全て」に改め、 同条第-項

中 「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、 「前条第八項中」を 同 条第 八項中」に、

第八十七条の三第十三項にお いて準 用する同条第四 項 を 「第八十八条第四 項 に、 「第八十七 の三

第十二項」を 「「第十二項」に、 て 0 ١ ر て第八十 七 条の三第十二項」 を 「につ V て同 項 に改 め 同

項及び 第五項中」 を削り、 「長を除く」 の 下 に 次項にお **,** \ て同じ」 を加え、 同 条第 + 匹 項 を削 ŋ 同

条第十五項中 「前条第一項第一号」を 「第八十七条の二第一項第一号」に、 「前条第六項」 を 「第八十七

条の二第六項」 に改め、 同 項 を同条第十四項とし、 同 条に 次 の 六 項を加える。

15 都道 府 県が 第八 十七七 条 か 三 第 項 \mathcal{O} 土 地 改 良 事 業 計 画 に つき土 地 改良 事 業 \mathcal{O} 施 行 に 係 る地 域を変更す

ることにより 新たな地域をその土地 改 良 事 業の 施 行に係る地 域 \mathcal{O} 部とすることができるのは、 次に 掲

げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

当該土 地 改良事 業の 施行に係る地 域 \hat{O} 部となる地域内 にある農用 地 (その地域内

に

そのの

土

地

改良

事 業の 施 行 により 農用 地 \mathcal{O} 地 目 変換を予定する農用 地 以 外 \bigcirc 土 地が あ る場合にあ つては、 その 土 地

を含む。 第十七 項に お 7 て同 ľ の全てにつ 7 て農 地 中 間 管 理 機 構 が 農 地 中 間 管 理 権 を有すること。

当該土 地 改良事 業計 画を変更したことにつき第十八項に おい て 潍 甪 す んる第八 十七条第五項 \mathcal{O} 規定に

よる公告があつた日に おける前号の農地中間管理権 の全ての存続期間 又は 残存期間 が政令で定め る期

間 以上であること。

16 都道 府 県 知 事 は、 第八十七 条の三 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により行う土 地改良事業につき、 土 地 改 良 事 業 0 施 行

に 係 る地 域そ 0 他土 地 改良事 業計 画 0) 農 林 水産省令で定める重要な部分を変更し、 又は 土 地改 良事 業を

更の 廃 廃 止 止 場合に、 す しようとする場合には、 る旨、 あつて 廃 止 はその変更後 \mathcal{O} 理 由 そ \mathcal{O} あらかじめ、 他 の土 農 林 地 水 改 産 良 省令で定 事業 農林水産省令で定めるところにより、 \mathcal{O} 8 計 る事 画 \mathcal{O} · 項を、 概要を、 それぞれ 土地改立 良 示 事業の して、 土地 農 廃 地 止 中 \mathcal{O} 改良事業計 間 場 合に 管 理 機 あ っつて 画 構 \mathcal{O} \mathcal{O} は 変 同

17 農地 中 間管 理機 構 は、 前項の同意をするには、 あらかじめ、 当該変更又は廃止につき、次の各号の区

意を得

なけ

れ

ば

なら

ない

分により、 それぞれ各号に掲げる者の意見を聴か なけ ればならない。

その施る 業につき、 \mathcal{O} 土地改立 土 その 地 変更後 改 行 12 良 良 保る地 事 その変更後のその施行に係る地域) 事業を併 業 \mathcal{O} 土 計 域 地 画 *Ø* せて 改 の変更の 良 部がそ 事 施行する場合には、 <u>,</u> 業 場 計 合 の変更後のその 画 に係 る土地 その 改 内 良 施行に係る地域に該当しないこととなるもの 各土地 事 (これらの土地改良事業のうちに、 業 \mathcal{O} 改良事 施 行 に係 業のうちその変更に係る各土地 る地 域 (その変更後に その変更に お ζ) が て二以上 改 あ ると 良 ょ 事

地

域

に含め

た地

域

为

にあ

る農用は

地

きは

その

土

地

改

良事

業に

ついて

は、

その

該当し

ないこととなる地域をその変更後

いのその

施

行

12

係る

利の設定を受けている者

二 土地改良事業の廃止の場合

そ \mathcal{O} 廃 止 に 係 る 土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 施 行 に 係 る 地 域 (現に二以 上 \mathcal{O} 土 地 改 良事 業 を併 せ て 施 行 て 1 る

場合に は その 各 土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} うち そ \mathcal{O} 廃 止 に 係 る各 土 地 改 良 事業 に つき、 そ \mathcal{O} 施 行 に係 る 地 域

内 \mathcal{O} 農 用 地 につ 7 て現 (Z 農 地 中 間 管理 機 構 か いら賃借が 権 又は 使用 貸借に ょ る権利 \mathcal{O} 設定を受けて る者

18 第十 六 項 \mathcal{O} 場合には、 第五 条第 六 項及び 第七 項、 第八 条第二 項及び第三 項、 第八十七 条第 五. 項 カン 5 第

+ 項まで、 第八十七 条の二第 八項 及 び 第 九 項並 び に 第八十七 条 の三 一第四 項 か 5 第六 項 ま で 0 規 定 を 準 用

す この 場 合に お 1 て、 第 五. 条 第 六項 及 び 第 七 項 中 含 \otimes て 第 項 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 地 域 を定 8 るに は لح あ

る 0 は 新 た に 変更 後 0) 土 地 改 良 事 業 計 画 に係 る土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 施 行 に 係 る地 域とするに は ٢, 第 八

+ Ė 条 の二第八項 中 「第六 項 \mathcal{O} 規 定に よる協 議 とある 0 は 「次条第六項 \mathcal{O} 規定に よる協 議 又 は 意 見 \mathcal{O}

は 聴 廃 取 止 する旨、 「当該 廃 土 止 \mathcal{O} 地 理 改 良 由 そ 事 業 \mathcal{O} 他農: \mathcal{O} 計 林 画 水 \mathcal{O} 産 概 要」 省令で定め とあ るの る事 は 項」 「変 と、 更後 同 の当該 条第 土地 九 項 中 改良事 土 地 業 改 \mathcal{O} 良 計 事 画 業 \mathcal{O} 概 \mathcal{O} 計 要 又 画

 \mathcal{O} 概 要」 とあ るの は 「変 更後 \mathcal{O} 土 地 改 良 事 · 業 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 概 要 又は 廃 止 する旨 廃 止 \mathcal{O} 理 由 そ \mathcal{O} 他 農 林 水 産

農 事 うべ より う土 省令で定める事 止 土 業施 地 地 する場合 項 行う」 地改良 改良 とある \mathcal{O} 中 き」とあ 規定 間 行 管理 事 地 لح 事業に のは に に 業 域 は、 より るの あ \mathcal{O} 権を有する農用地」 内 項 農 廃 る 「変更後の当該土 /行う土! 第八十八条第十六 つき、 用 止 は \mathcal{O} と、 地 に係る事 は 新 とす 「そ 地 た 土 第八十七条の三第四項中 改 に <u>О</u> 地 るため 業 事 良事 改良 業 と、 施 とある 事 地 に 業 行 施 改良事 項及び ·業 の 地 土 行 \mathcal{O} 事 地 計 域 地 内 業 改 画 施 域 業の]農用: [を定め] は 第十七項」 良 内 行 施 農用 に 事 行 「その新たに事業施 計 業 地 係 地 画 計 る場合には 地 域 る 「対し、 と、 とし、 地 \mathcal{O} 内 画 と、 域を変更することにより」と、 概要又は廃止する旨、 を変更し、 農 同 用 同 条第 又は 地 条第六 とす とあるのは 第二 土 五. 行地 地 る同 項中 又 項中 項 改良事 は 及 |域内農用 そ 項 事 「対し、 び \mathcal{O} \mathcal{O} 当 業を廃 規定に 要請 第三 業施 廃 該 項」 地とする農用地又はその 土 行 止 に 止すべ 第一 係 地 ょ \mathcal{O} 地 とあ 理 る 改 る土 域 項 良 角 土 由 き」と、 そ 事 地 る 農 地 第 \mathcal{O} 0 O規定により行 業 用 改 改 他 良 は 項 地とする第 良 \mathcal{O} 計 事 事 \mathcal{O} 新 規定に 林 業 業 画 「その たに を行 を 水 \mathcal{O} 廃 概 産

省令で定める事 項」 と読 み替えるものとする。

19 8 る重 第八十七 要な部 条 分を変更し、 \mathcal{O} 匹 第 項 \mathcal{O} 規定に 又は・ 土 ょ 地 改良事 り 行う土 事業を廃-地 改 良 止 事 する場合には、 業につき、 緊急 第八条第二 耐 震 工 事 項及び第三項、 計 画 \mathcal{O} 農林 水産 第 省令で定 八 十七

要な・ は 条第 事 水 項 産 変更後の予定管理方法等その他必要な事 同 事 省令で定 条第二項中 五. 道頭から 項 とあ ら第十項まで並びに第八十七 「定めるとき」 め る Ś 「そ 0 ŧ の緊急で は \mathcal{O} に 「変更後 限 とあるの る。 耐 震 のそ 工 が 事 は 0 計 あ 緊急 る場合に 画 「定めるとき 条の四次 及び当該 項又は廃止する旨、 耐 震 は 第二 工 その 事 土 地改良 計画 項及び第三項の規定を準用する。 (農林水産省令で定める場合を除く。 農 及び予定管理方法等を変更す 業 事 用 業に 用 廃止 排 水 よる変更後 の理 施 設 由 に 係 その他農林水 る予 \mathcal{O} 農業 定管 用 この る必必 理 用 産省令で定め 方 排 要が 法等 場合にお 水 施 と 読 あ そ 設 るとき \mathcal{O} (農 4 *(*) 他 替 る て 林 必

20 該 土 第 地 項、 改 良 事 第七 業 \mathcal{O} 項、 利 害関 第十二項、 係 人の 権 第十六項又は 利 又は 利 益を侵害するおそれが 前 項 \mathcal{O} 規定 に よる計 ないことが 画 \mathcal{O} 変更又は土 明ら か 地 で 改 あ 良事 る場合 業 \mathcal{O} 廃 12 は 止 が

えるものとする。

林 五 水 項 産 か 大臣 ら第 又は 八 項までに規定する手 都道 府県 知 事 事は、 続 第六項、 (第六項にお 第十項、 7 て準 第十三項又は前二項に 甪 する第四 十八条第六 お į١ 項 て準 の場合にあつては、こ 用する第八 十 七 第

れ 5 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} ほ か、 第六項 12 お 7 て 準 用 する第八条第二項に規定す る手 続 を省略することができる。

八十 七条の三を第八十八条とし、 第八十七条 が 二 の 次に次 の三条を加える。

第

農

当

第八十七条の三 都道府県は、 第八十五条第一項、 第八十五条の二第一項、 第八十五条の三第一 項若しく

は 第六 項又 は第八十 五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \mathcal{O} 規 %定によう る申 · 請 によ つて行う土地 改 良事 業 及び 前 条第 項 \mathcal{O} 規 定

に により 〜行う・ 土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} ほ か 土 地 改 良 事 業 計 画 を定り めて次に 掲 げる 要 件 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 適 合す る土 地

改良事業 (第二条第二項第二号又は第三号の 事業に限る。)を行うことができる。

当該土 地改良事業の施行に係る地域内にある農用地 (その地域内にその土地改良事業の施 行に

ょ

り

農用 地 ^ \mathcal{O} 地 目変換を予定する農用 地 以外の土 地がある場合にあ つては、 その土地を含む。 以下 事

業施 行 地 域 角 用 地 という。 の全てについ て 農地 中 間 管 理 機 構 が 農 地 中 間 管 理 権 (農地 中 間 管 理

事 業 \mathcal{O} 推 進 12 関 す る法 律 第二条第 五. 項 に 規 定す Ś 農 地 中 間 管 理 権 を 1 う。 以 下 同 ľ を有すること。

事 業施 行 地 域内 農用 地 \mathcal{O} 面 積 が 政令で定め る面積以上であることその他その 事 業施 行 地 域 内 農用 地

が 政 令で定める要件に適合すること。

事 業 施 行 地 域内 . 農用: 地 にこ つい て農地 中 間管 理機構が第七項において準 用する第八十七 条第 五. 項 \mathcal{O} 規

定による公告が あ つた 日 に おお \ \ て有する農地中 -間管理的 権 \mathcal{O} 全ての存続期間又は残存 期間 が政令で定め

る期間 以上であること。

兀 事 業 施 行 地 域内農用 地 の集団 化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造 の改

善に 相 当 程 度資すると見込まれること。

五 事 業 施 行 地 域 内 農 用 地 \mathcal{O} 収 益 性 \mathcal{O} 向 上 に 相当 程 度資すると見込まれること。

2 前 項 \mathcal{O} 規定 に より 土 地 改 良 事 業 計 画 を 定 め るに は 都道 府 県 知 事 は、 あ 5 か じ め 農林 水産 省令で定

8 るところに より、 当該. 土 地改良事 業 \mathcal{O} 計 画 の概 要 二以上 0) 土 地 改良事 業を併 けせて施 行 する場合 に は

その 各 土 地 改良事業に 係 る計 画 \mathcal{O} 概 要。 第六項に おいて同 ľ に つい て、 農地中 間 管 理 機 構 \mathcal{O} 同 意

を得 な け れ ば なら な

3 農 地 中 間 管 理 機 構 は 前 項 \mathcal{O} 同 一意をす ^る場^ 合に お 1 て、 そ 0) 農 地 中 間 管 理 権 を有 す る 事 業 施 行 地 域 内

農 用 地 を貸 L 付 け て いるときは、 あ 5 かじ め、 そ 0 貸 付 け \mathcal{O} 相 手 方 \mathcal{O} 意 見 を聴 か なけ れ ば なら な

4 農 地 中 間 管 理 機 構 は 農林水産省令で定めるところに ょ り、 都道 府県 知 事 に 対 Ļ 農 地 中 間 管 理 権 を

有する農 用 地 (第 項 \mathcal{O} 規 定により行う土 地 改良事 ·業 の 施 行に より 農 用 地 ^ \mathcal{O} 地 目 変換 を予定す る農 用

地 以 外 \mathcal{O} 土 地 が あ る場合に あ つては、 その 土 地 を含む。 以下 0 条 に お ****\ て 同 ľ \mathcal{O} 4 を事 業 施 行 地

域 角 農用 地 とす る同 項 の規定による土 地 改良事業を行うべきことを要請することができる。 この 場 一合に

お į, て、 その農地 中 間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、 あらかじめ、 その貸付けの 相 手

方の意見を聴かなければならない。

5 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 要 請 に 基 づ き、 都道)府県, 知 事 が その 要 請 にこ 係 る農品 用 地 \mathcal{O} 4 を事 業 施 行 地 域 内 農用 地

とする第 項 \bigcirc 規定 により行う土 地 改良事 業 \mathcal{O} 計 画 を定り める場合には、 第二項及び第三項 に規定する手

続を省略することができる。

6 第 項 0 規 定に、 ょ り土 地 改良事業計 画を定めるには、 都道 府 県知事 は、 あら カ でじめ、 当該 土 地 改 良

業 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 概 要に つい て、 関 係 市 町 村 長と協立 議するとともに、 その 土地 改 良 事 業 \mathcal{O} 施 行 12 係 る 地 域 内 に

土 地 改 良 施 設 が あ る場 合に お 1 て、 そ 0) 土 地 改 良施 設 \mathcal{O} 管 理 者とし て土 地 改 良 区区そ 0) 他 農 林 水 産 大 臣 \mathcal{O}

指定す る者が が あるときに あ って は そ 0 者 \mathcal{O} 意見 を 聴か な け れば ならな

7 第 項 の場 合には、 第五 条第六項及び 第七項、 第七条第三項 及び第四 項 第八条第二項及び第三項、

第 八十七名 条第三項 か ら第十四 項まで並 びに 前 条第八項 交び 第 九項 \mathcal{O} 規定を準 -用する。 \mathcal{O} 場 合に お て、

第五 条第六 項 及び 第七項中 「含め 7 第 項 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 地 域 を定 \Diamond る に は とあ る 0 は 当 該 土 地 改 良 事 業

 \mathcal{O} 施 行 に 係 る 地 域に含め るには」 と 前条第 八項中 「第六項 0) 規定による協 議 とあ る \mathcal{O} は 次条第六

項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

(急施の場合)

第八 十 七 条 \mathcal{O} 兀 第 八十五 条 か ら前 条までに規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 強 くし なやか な 玉 民 生 活 \mathcal{O} 実 現 を図 る

た め \mathcal{O} 防災 減 災等 に資する国土 強 靱 化 基 本 法 平 成二十三 五年 法 律 第 九 + -五号) 第九 条 第 五. 号 12 規 定

る脆 弱 性 評 価 \mathcal{O} 治無人、 地 震 に 対する安全性 の向 上を図るため急速に農業 用 用 排 水施 設 0 変更を内容 とす

る第二条第二 |項第 号 の· 土 地 改良事業を行う必要が あると認める場合には、 国又は 都道 府 温県は、 緊急耐

震工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ ŋ 緊 急 耐 震 工 事 計 画 を 定 8 るに は 農 林 水 産 大臣 又は 都 道 府 県 知 事 は、 あ 5 か じ

そ \tilde{O} 緊 急 耐 震 工 事 計 画 及び 当 該 土 地 改 良 事 業 による変更 後 \mathcal{O} 農 業 用 用 排 水 施 設 農 林 水 産 省 令 で 定 8 る

ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が あ る場合に にはそ の農業用 用 排 水 施設に係る予定管理方法等その 他 心要 な 事 項 に 0 7 7

玉 |営土: 地 改 良事 業 に あ って は関 係 都道 府県知 事 都道. 府県営土地改 良 事 業に あ つて は 関 係 市 町 村 長

と協 議 するとともに、 その 土 地改 良 事 業に よる変更後 \mathcal{O} 農業 用 用 排 水施 設 に係 る予定管 理 方法等として

現に 存する土地 改良区 そ \mathcal{O} 他 農 林 水 産 大臣 の指定する者をその)農業用I 用 排 水施設 の管 理者とする旨を

定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3 都道 府 県 知 事 は、 国営 土 地 改良事業につき、 農林 水産大臣 と前項の 規定による協議をする場合に

あ 6 か ľ め 関 係 市 町 村 長と協 議 L なけ れ ば ならな

4 第 項 の場 一合に は、 第七 条第三項、 第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項及び第五項から

第十項までの規定を準用する。

第八十七 条 の 五 第八十五 条 から前条までに規定するもののほ か、 災害又は突発事故被害のため急速 に第

一条第二項第五号の 土 地 改 良 .事業を行う必要がある場合には、 国 又 は都 道 府 県 は、 応急 工 事 計 画 [を定め

てその事業を行うことができる。

2 前 項 \mathcal{O} 応 急 工事 計 画 に よる 事 業 \mathcal{O} 施行に ついて は、 審查請 求をすることができな

第八十九条 の二第一 項中 「第八十八条第一 項」を 「第八十七条の四第一 項 又は第八十七条の五第 項

に、 「応急工 事 計画を定め、 これに基づい て行なう第二条第二項第五号の事 ·業 を 「行う土地改良 事 業

に改める。

第九十条第七 項中 「第八十八条第一 項 を 「第八十七条の四第 項又は第 八十七条の五第 項 に改 8

中 第九十条の二第一 「第百十三条の二第二項」を 第百十三条の二 項 中 第三項」 「第八十八条第一 を 「第百十三条の三第二項」に、 「 第 「百十三条の三第三項」 項」 を 「第八十七条の に、 「第百十三条の二第三項」を 「すべて」を 匹 第一項又は第八十七条 「全て」 に 改 め、 の五 「同項」 第 同 条第 項」 に改 六 に 項

第九十一条第一項に次のただし書を加える。

める。

ただし、 第八十七条の三第一 項の規定により行う土地改良事業については、 その分担金を徴収 ない

ものとする。

第八十七条の五第一項」に、 第九十一条の二第一 項 中 「第八十八条第一項」を 「行なう」を「行う」に改め、 「第八十七条の三第一項、 同条第六項中 第四項」の下に 第八十七条 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 兀 第 第六項 項 文は

を加え、 「前項」 を 「第五項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第五項の次に次の二 項を加える。

6 該各号に定める場合に該当するときは、 都道 府県又は 市 町 村 は、 政令で定めるところにより、 その者から、 特別徴収金を徴収することができる。 条例で、 次の各号の **V**) ず れ カュ に 掲げる者が、 当

事業施 行地 域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、 又は移転した者

次

 \mathcal{O} 7) ず ħ か に掲げる場合

1 当 該 事 業施 行 地 域 内 | 農用 | 地を第八十七条 が 三 第 項の 規定により行う土地改 良事 業 \mathcal{O} 計 画 に お 1

て予定す の用途 以外 0 用 途 (以下この項にお 7 て 目 的 外用途」という。) に供するため 所有 権 (T)

移転等をした場合

口 当 該 事 業施 行 地域内 農用地を自ら目的外用途に供した場合

当該 事 業施 行 地 域 内 農用: 地 に 0 ١ ر て \mathcal{O} 農 地 中 間 管 理 権 \mathcal{O} 設定若しくは移転に係る契約又は農業経

ハ

営基

盤

強

化

促

進

法

第

+

九

条

 \mathcal{O}

規

定に

よる公告が

あ

つ

た

農用

地 利 用 集

積

計

画

 \mathcal{O}

定めるところによつて

設定若 しくは移転され た農地 中 間管 理 権 に係る賃貸借若 しくは使用 貸 借 \mathcal{O} 解 除をし た場合

事業施 行 地域内農用 地 にこ つい て農地中間管理機構 から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け

てい る者 次の 1 ずれ カ に掲げる場合

1 当該 事 業施 行 地 域 内 農 用 地 で 目: 的 外用途 に供するため賃借権その他 の使用及び収益を目的とする

権 利 0 設 定又 へは移転 を した場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

7 前 項 \mathcal{O} 特 別 徴 収 金 \mathcal{O} 額に つい 7 は 第三 項 \mathcal{O} 規定 を準 用する。

第九十二条中 「第 百 十三条の二第二項」 を 「 第 百 十三条 の三第二項」 に、 「第百十三条の二第三項」 を

第百十三条の三第三項」 に 改 め、 同 条の 次に次の一 条を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第九十二条の二 農業振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に関する法律第十三条第一 項の規定による農業振興地

変更のうち、 農用 地等 (同 法第三条に規定する農用 地等をいう。 以外 \mathcal{O} 用途に供することを目的 とし

て農用 地 区 域 (同 法 第 八 条第二項 第 号に規定す る農用 地 区 域 を 1 う。 以 下この 条 に お 1 て同 内

 \mathcal{O} 土 地 を農 用 地 区 域 か ら除 外するために行う農 用 地 区 域 \mathcal{O} 変更は、 その変更に係 る土地 が 第八 + 七 条 \mathcal{O}

三第 項 の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、 同法第十三条第二 項 \mathcal{O} 規定

に か か わらず、 同 .項各号に掲げる要件の全てを満たすほ か、 その土地につい ての農地中 間管理 権 \mathcal{O} 存 続

期間が満了している場合に限り、することができる。

第九 十六条中 「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」 に改め、 「ならな を削り、 「ある

域整備計

画

0

 \mathcal{O} は、 を「あるのは」に、 「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」 に改め、 「第九十六

条に お 1 て準 用 でする」 を削 る。

 \mathcal{O} 五、 第 九 十六 第八十 凣 \mathcal{O} 条第十九項及び第二十項、 兀 第 項 中 第 八十八条、 _ に改め、 を 「第八十七条 「あ り、 の 四 __ 0) 第 下 項、 に 「 並 び 第二項及び第 に を加え、 四項 「第九 第八· 十七 十六条 条

 \mathcal{O} 兀 第 項 E お į١ て読み替えて準用する」 を削り、 「その第三条に規定する」を「その」に、 「第百 十三

条 の二第二項」 を 「第百十三条の三第二項」に、 「第百十三条の二第三項」と、 第八十八条第 項」 を

第百十三条 の 三 第三項」と、 第八十七 条の 兀 第 項中 「第 八十 五. 条 か 5 前 条まで」 とあ る \mathcal{O} は 第 九 十六

条 の二及び第九 十六 条 の 三 と 同 条 第 項 中 「あ 5 か じめ」 とあ る \mathcal{O} は あら カコ ľ め、 市 町 村 \mathcal{O} 議 会 \mathcal{O}

議 決を経て」と、 「必要な事 項につ いて、 国営土地 改良事業に あ って 'は関! 係 都道 府県知事 بح 都 道 府 県 営

土 地 改 良事業にあつては関係 市 計町村1 長と協議するとともに」 とあるのは 一必 要な事項について」と、 同 条

第四 項 中 「第七 条第三項」 とあ るの は 「第七条第三項、 第五 項及び第六項」 と、 第八十七 条の 五. 第 項」

に、 条第十 及 九 項中 び第 九 第八条第二項」 十六条の三」 を とあ カ る 5 第九 0 は 十六条 「第七条第五項及び第六項、 \mathcal{O} 兀 「まで」 に改め、 「定め、」 第八条第二項」と、 کے の 下 に 「第八十七条 第八十八

更後 場 耐 画 \mathcal{O} 反 び 震 兀 第二 \mathcal{O} 工 予 当 事 は 該 項 定管理 計 そ 画 土 及 \mathcal{O} び第三 農 地 方法: と、 改 業 良 用 項」 等その 事 用 変更 業に 排 とあるのは 水 他 後 ょ 施 る変更 設 必 \mathcal{O} 要な そ に 係 \mathcal{O} 緊 事 る予 後 「第八十七条 項 急 \mathcal{O} 文 定 農 耐 は 管 業 震 廃 理 用 工 事 方 止する旨、 用 計 法 \mathcal{O} 排 等 匹 画 水 第二 そ 及び 施 \mathcal{O} 設 項」 廃 予 他 農 定管 止 必 と、 0) 要 林 理 理 な 水 方 由 事 産 省令 法等 同 そ 項 条第二項中 \mathcal{O} 他 を変更する لح で 農林 定め あ る 水産 る \mathcal{O} £ は ーそ 省令で定め 必要が \mathcal{O} の緊急で に 同 限 項 あ る。 中 るとき 耐 る事 そ 震 工 が \mathcal{O} 事 項 は 緊 あ 変 急 計 る

とあ 玉 営 土 る 地 \mathcal{O} 改 は 良 市 事 業に 町 村 あ \mathcal{O} 0 議 7 会 \mathcal{O} は 関 議決を経 係 都 道 府 て、 県 変更後 知 事 E \mathcal{O} そ 都 \mathcal{O} 道 緊急 府 课堂· 耐 土 震 工 地 改 事 良事 計 画 業 に と あ つて 一必 は 要 な 関 係 事 項に 市 町 村 !長と協 て、

第十六 議 す るととも 項 又 は に 前 項」 لح لح あ あ る る \mathcal{O} \mathcal{O} は は 必 前 要 項 な 事 ٢, 項 に 0 第 **\ . て _ 六 項 と、 第十 同 項 条第二十 第十三項 項 中 又 は 第 前 項、 項」 第 と 七 あ 項 る 第 \mathcal{O} 十二項 は 同 項

と 手 続 (第六 項 E お \ \ 7 準 用 する第四十八条第六項 の場合にあつては、 これ らの 手 続 \mathcal{O} ほ か 第六

八十 項 に 八 お 条第 1 て準 項」 用 ける第二 を 第 八条第二項に 八 + 七 条 \mathcal{O} 規 兀 第 定する手 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 緊 続 急耐 _ 震 とあ 工 事 る 計 \mathcal{O} 画 は 及び 手 前 続 項 کے に お を加 \ \ て 読 え、 み替えて準用する第 同 条第 項 中 第

八十七条の五第一項」に改める。

第百十三条の三第一項中 「行なう」を「行う」に改め、 同条を第百十三条の四とし、 第百十三条の二を

第百十三条の三とする。

第百十三条の次に次の一条を加える。

(土地の共有者等の取扱い)

第百十三条の二 同 一の土地について、 共有者があり、 又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以

上 ある場合には、 これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、 第五条第二項及び第四項、 第十

条、 第四十八条第三項か ら第七五 項まで (同 条第四 項 及び第六項にあつては、 第八十八条第六 項 及 び 第

九 十六条 か 三 一第五 項 E お 1 て 準 用する場合を含む。) 第八十五条第二項 交び 第三項、 第 八 十五 の 二

第二項及び 第三項、 第八十五条の三第二項、 第三項、 第七項及び第八項、 第八十七条の二第三項 (及び: 第

几 項、 第八十八条第一項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第二項及

び 第三 項 規定の 適用については、 合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。 ただし、

これ 5 \tilde{O} 者 \mathcal{O} みによ り土 地改良区を設立しようとし、 又はこれらの者のみが 土地改良区 \mathcal{O} 組合員となっ

ている場合には、この限りでない。

同 一 の 土 地について、 所有権、 地上権、 永小作権、 質権、 賃借権、 使用貸借による権利又はその他 0

2 使用 る者 は 及び 収 第 五 益 十 二 を目的とする権利 一条第一 五 項 前 段 及 が二人以 CK 第六 Ĺ 項 の者 これ \mathcal{O} . ら 共 有に \mathcal{O} 規定 属 を第五 する場合に 十三条 は Oその 兀 第 共有 項 に属する権 (第 九 十六 条 利 を有 \mathcal{O} 兀 第

項に お 7 て 準 用する場合を含む。 以下この項に お いて同じ。)、 第八十· 九条の二第二項 (同 条第 Ŧī. 項

に お 7 て準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、 第九十六条の四 第 項及び第九 + 九条第

垣 (第百条の二第二項 (第百十一 条に お \ \ て準用する場合を含む。) 及び第百十一条にお 7 て 準 用 す

る場合を含む。 以下この 項に お 7) て同じ。 に お 7 て準 -用する場合を含む。)、 第五十二条第 七 項 (第

五. 十三 条 O兀 第二 項、 第八 + 九 条 の二第二項、 第九 十六 条 \mathcal{O} 兀 第 項 及 び 第九 十 九 条 第 項 に お い 7 淮

用する場合を含む。) にお , , て準 用する第三十一条、 第九十七条第 一項 か ら第三項 まで (第百 + 条に

お <u>つ</u> V ては、 て準用する場合を含む。 当該共有に属する権利ごとに、)並びに第百三十六条第二項において準用 合わせて一の当該共有に 属する権 する同条第 利 を有する者とみなす。 項 O規 定 の適 用 に

3 前 項 \mathcal{O} 場 一合に お かけ るこの 法律 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に うい て \mathcal{O} 必要な読替えは 政令で定め る。

4 第 項又は 第二 項 \hat{O} 規定により一 0) 第三条 に規定する資格を有する者とみなされる者又は の同 頃に

規定する共有に属する権利を有する者とみなされる者 (第七項において「みなし三条資格者等」 という

は 農林 水産 「省令で定めるところにより、 それぞれのうち か ら代表者 人を選任し、 その 者 \mathcal{O} 氏 名

又は 名 称 及 び 住所、 を 第 五 条 第 項、 第八 + 五. 条 第 項、 第八 十五 条 の 二 第 項若 しくは 第 八十 五. 0)

第 項若しく は第六 項 0 規定により申 請をする者 (以下この条にお いて 「申 -請者」 という。 又は 土地

改良事業を行う者に通知しなければならない。

5 前 項 の代 表者の 権 限 に 加 えた制限 は、 これをもつて、 申請者及び土地改良事業を行う者に対抗するこ

とができない。

6 第四 項 \mathcal{O} 代 表者 \mathcal{O} 解 任 は、 農林 水 産 省令で定めるところに より、 申請 者 又は土地 改良事 業を行う者

その旨 を通 知 するまでは、 これをもつて、 申請者 又は 土 地改. 良事 業を行う者に対抗することができな

7 第四 項 0 規定により代表者を選任しなければならない場合において、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による通 知 が な 7 لح

きは、 申 請 者 又は土地改良事業を行う者がこの 法律 又はこの法律に基づく命令、 定款若 しく は 規 約 \mathcal{O} 規

定によりみな し三条資格者等に対してする行為は、 みなし三条資格者等のうちいずれか 人に対してす

ることをもつて足りる。

第百十七条中 「第百十三条の二、 第百十三条の三」 を「第百十三条の三、 第百十三条の 四 に改

第百二十二条第二項中 「第八十七条 の三第六項」 を 「第八十七条の三第七項、 第八十七 条 \mathcal{O} 兀 第 匹 項

第九十六条 O兀 第 項 E お 7 て 準 用 す る場合を含む。 第八十八条第六項」 に、 「及び 第十三項」 を

第十三項、 第十八項及び第十九項 (第九十六条の 匹 第一 項におい て準用する場合を含む。)」 に改める。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三条 独立行 政 法人水資源 機 構法 (平成十四年法律第百八十二号) の一部を次のように改正する。

第十三条第四 |項中 「有してい . る の 下 に 「本来 \bigcirc を加え、 「とすることその 他 を とし、 かつ、

に改める。

第十 五条中 「第八十七条の三第六項」を 「第八十七条の三第七項、 第八十七条の 四第四 項 (第九十六条

 \mathcal{O} 兀 第 項に お いて準用する場合を含む。)、 第八十八条第六項」に、 「及び第十三項」を 第十三 項

第十二 八項及び 第十 九項 (第九十六条 \mathcal{O} 兀 第 項にお () て準用する場合を含む。)」 に改める。

農 地 中 間管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進 に 関する法律 \mathcal{O} __ 部 改正

第四 条 農地 中 間 管理 事 業 0 推 進に関す んる法律 (平成二十五年法律第百 号) の 一 部を次のように改正する。

第八条第三項第四号及び第五号を次のように改める。

几 前項第三号に掲げる事 項が、 次に掲げる事項を内容とするものであること。

1 農 地 等 0 所 有者 (当該農 用 地 等 に つい て所有権 以外 \mathcal{O} 使用 及び 収 益 を目的とする権利を有する

者を含む。 以下この号において同じ。) から の申出に応じて農地中 間管理 権 の取得 に関す る協 議 を

行うほか、 農用 地 の利用の効率化及び高度化 の促進を図るために特に必要があると認められる場合

に 地 中 間管 理機構 が 農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。

口

農

地 中

-間管

理

権

 \mathcal{O}

取得に当たって、

農林

水産省令で定めるところにより、

あらかじめ、

農

用 地

 \mathcal{O} 所 有者 i に対 土 地 改良法 (昭 和二十四年 法 1律第百. 九十五号) 第八十七条 の三第 項の 規定によ

る土地改良事業が行わ れることがあることについて説明すること。

五. 前項第四号に掲げる事 項が、 次に掲げる事項を内容とするものであること。

1 地 域 \mathcal{O} 農業 の健全な発展を旨として、 公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその

変更を行うこと。

口

第十八条第一項に規定する農用地 利用配 分計画 の決定に当たって、 農林水産省令で定めるところ

に により、 あらかじめ、 農用 地等の貸付けの 相手方に対 Ļ 土地改良法第八十七条の三第一 項の規定

に ょ る土 地 改 良 事 業 が 行わ れることがあることについて説 明すること。

附則

(施行期日)

第 一 条 この法 はは、 公布 の 目 から起算して六月を超えない 範囲内にお いて政令で定める日 から施行する。

ただし、 第一 条 並 び に 次条 及 び 附則第六条か ら第八条までの規定 は、 公布 \mathcal{O} 日 カゝ 5 施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第 条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 土 地 改 良法第二条第二 項 (第 五. 号に係 る部 分に 限 る。 \mathcal{O} 規定 は、 前

条ただし 書に! 規 定す る 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 後 に 発生し た 塩 害に つ 7 て適 用す る。

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 「施行」 月 という。) 前に第二条の 規定による改正前 の土 地改良法 以

下 旧 土 地 改良法」 という。 第 兀 十 兀 [条第 項 \mathcal{O} 規定により 同 項 \mathcal{O} 代 表者が L た土地 改 良区 \mathcal{O} 組 合員と

7 \mathcal{O} 行 為及 び 同 条第 匹 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 同 条第 項に 規定する者のうちの一人に対してした行為について

は、なお従前の例による。

第四 条 第二条 の規定による改 Ē 近後の土は 地 改良法 (以 下 「新土 地改良法」 という。) 第八十七 条の三第 項

 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に取り 得 され る 農 地 中 間 管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進 12 関 はする法 律第二条 第 五 項 12 規 定す る 地 中

間 管 理 権 に 係 る 農 用 地 土 地 改 良 法 第 二条 第 項 12 規 定す る農 用 地 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 条 に お 1 て 同

(新 土 地 改良法 第八 + 七 条 が 三 第 項 \mathcal{O} 規 定に より 行 う土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 施 行 12 ょ り 農 用 地 \mathcal{O} 地 目 変換を

予 定する農 用 地 以 外 \mathcal{O} 土 地 が ある場合にあっては、 その土地を含む。 に つ 1 7 適 用 ずる。

第五 条 次に掲 げ る手 続 に つ 1 て は、 新土地 改良法第百十三条の二の 規定は、 適 用 L な

施 行 日 前 に 土 地 改 良法 第五 条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ りされた公告に 係 る土 地 改 良 区 \mathcal{O} 設立 に 関 す る手 続

施 行 日 前 12 旧 土 地 改 良 法 第 兀 + 八 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に より う れ た公告に 係 る土 地 改 良 事 業 計 画 \mathcal{O} 変更

土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 廃 止 又は 新 た な土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 開 始 12 関 ず る 手 続

 \equiv 施 行 日 前 12 旧 土 地 改 良法 !第五. 十二条第 五. 項 主 地 改良法第 五. 十三条 の四 第二 項 旧 土 地 改良法第 九 +

六 条 \mathcal{O} 兀 第 項に お 1 7 読 4 が替えて 準 甪 する場合を含む。) に お 1 て 読 3 替えて準 用する場合及び 旧 土

地 改 良 法 第 九 + 六 条 \mathcal{O} 兀 第 項 12 お 1 7 準 甪 する場合を含む。) \mathcal{O} 規定によりされた議決に係 る換 地 計

画の決定又は変更に関する手続

兀 施 行 日前 に 旧 土 地改良法第八十五条第二項若しくは第八十五条の三第二項又は土地改良法第八十五 条

の二第二項、 第八 + 五 条 の 三 一第七 項 第八 十七七 条 の二第三 項 若 しく 、は第・ 九 十六 条 の二第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ

され た公告に係 る土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 開 始 に 関 す る 手 続

五 施 行 日 前 12 旧 土 地 改 良法 第 八 十 七 条の三 一第 項 文 は +: 地 改 良法 第九 + 六 条の三第二 項 \bigcirc 規定によりさ

れ た公告に係る土 地 改 良 事 業計 画 の変更 又 は 土 地 改 良 事 業 \mathcal{O} 廃 止 に 関 けず る手 続

農 地 中 間管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進 に 関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴う経過 措 置

第六条 農 地 中 間 管理 機 構 は 施 行 日 まで に、 第 匹 条 \mathcal{O} 規 定に、 よる 改 正 後 \mathcal{O} 農 地 中 間 管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進

る 法 律 以 下 0 条 に お 1 て 新 農 地 中 間 管 理 事 業 法 とい う。 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ り、 同 条 第 項

第四 号 口 及び 第五号 口 に · 掲 げ る事 項 を内・ 容とする農地 中 間 管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進 に 関す る 法 律 第 八 条第 項 に 規

定 す る農地 中 間 管理 事 業規 程 \mathcal{O} 変更に係る 同 項 \mathcal{O} 認 可を受けなけ れ ば なら な この場合に おい て、 当 該

認 可 は、 施 行 日 に お 1 7 新農 地 中 間 管 理事 業法第八 条 \bigcirc 規定によりされ たも のとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七 条 ک \mathcal{O} 法 律 **(**) 則 第 条ただし 書に規・ 定する規定につ *((* · _ は、 当該 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 に L た行 為 に対 す

に

関

す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 ک \mathcal{O} 附 則 に規定するも \mathcal{O} 0) ほ か、 この 法律 の施行に関 し 必 要な経過措 置 (罰則 に関する経過措 置 を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政 府 は、 土地改良事業が効率的 かつ効果的に実施されるよう、 土地改良制度の在り方について不断

 \mathcal{O} 見直 しを行うとともに、 平成三十五 年度までの 間 に、 農用 地 \mathcal{O} 集団化その 他 農業構造 \bigcirc 改 善善 \mathcal{O} 状 い況その

他 \mathcal{O} 事 情 を勘案が 新土地 改良法 \mathcal{O} 規 定に つい て検討を加え、 その 結 果に基 づい 7 所要 \mathcal{O} 措 置 |を講ずるも

のとする。

小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

第十条 小笠原花 諸 島振興開 発特 別措置 法 (昭 和四十四年法律第七十九号) の 一 部を次のように改正する。

第二十二条第三項中 「第百十三条の三」 を 「第百十三条の四」 に改める。

(農住組合法の一部改正)

第十一条 農住 組合法 (昭和五十五年法律第八十六号) の一部を次のように改正する。

第十二条中 「第百十三条の二第三項」を 「第百十三条の三第三項」 に改める。

(東日本大震災に対処するため \mathcal{O} 土 地 改良法 \mathcal{O} 特 例 に 関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第十二条 東日· 本大震災に対処するため の土地改良法 0) 特例に関する法律 (平成二十三年法律第四十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条第二項中 「有している」 の下に「本来の」を加え、 「とすることその他」を「とし、 かつ、」 に

改める。

東 日 本大震災復興 、特別区域法及び大規模災害 から の復興に関 する法 律の 部 改正

第十三条 次に掲げる法律 の規定中 「第八十七条の三第二項」を 「第八十八条第二項」 に改める。

東日本大震災復興特別 区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五十二条第二項

大規模災害 か らの 復興に 関する法律 (平成二十五年法律第五十五号) 第十六条第二項

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十四 条 福 島 復 興再生特 別措 置法 (平成二十四年法律第二十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

来の」 第八条第二項中「第八十七条の三第二項」を「第八十八条第二項」に改め、 を加え、 「とすることその他」を「とし、かつ、」 に改め、 同条第七項中「有している」の下に「 「有している」の下に「本

本来の」 を加え、 「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第十七条の七第二項中「第八十七条の三第二項」を「第八十八条第二項」

に改め、

「有している」

の 下

に 「本来の」を加え、 「とすることその他」を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有している」 0)

下に 「本来の」を加え、 「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。